



一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

令和5年12月5日

北海道電力ネットワーク株式会社



一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

北 ネ 企 第 28 号
令和 5 年 12 月 5 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野 一広

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第 8 条第 4 項	第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 1 1 条第 2 項	送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
第 1 2 条第 2 項	第 1 2 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 6 条第 2 項	託送収益，事業者間精算収益，電灯料（離島等供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の需要側送配電関連固定費，送配電関連可変費または需要家費への配分基準
第 2 5 条第 5 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第 8 条第 4 項関係]

1. 第 8 条第 3 項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第 2 第 1 表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の 7 部門（水力発電費，火力発電費，新エネルギー等発電等費，送電費，変電費，配電費及び販売費）への整理の基準
(2) (1) の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第 2 表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。

別表第 2 第 2 表 活動帰属基準，配賦基準分類表

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
社債発行費	各部門設備別帳簿原価比	—
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比

2. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	上記以外の賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る)	—
社債発行費		各部門設備別帳簿価額比	—
電気事業報酬	特定固定資産	—	各部門設備別帳簿価額比
	建設中の資産	—	各部門設備別帳簿価額比
	運転資本（営業資本）	—	各部門設備別帳簿原価比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第 2 第 2 表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第9条第2項関係]

1. 第9条第1項第2号に規定する基準

変電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、三需要種別のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第一次整理原価（以下「受電用変電サービス費」という。）及び当該変電設備以外の変電設備に係る第一次整理原価（以下「配電用変電サービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

2. 変電費の配電用変電サービス費及び受電用変電サービス費への整理の基準
 (2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

	活動帰属基準	配賦基準
損害保険料	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
社債発行費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—
法人税等	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
電気事業報酬	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比

2. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
損害保険料	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比	—
社債発行費	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比	—
法人税等	—	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比
電気事業報酬	—	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
[第 1 1 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
雑給 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
消耗品費 (環境対策費を除く)	送配電関連固定費に配分する。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
事業者間精算費	送配電関連可変費に配分する。
委託費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
養成費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
諸費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
地帯間購入電源費	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
他社購入電源費	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
建設分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
自社アンシラリーサービス費	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 第12条第1項第6号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号に定める割合を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線及び計器等に係る費用並びに需要家設備の調査委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

配電需要家費のうち需要家設備関連費用については、需要規模、設備等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとに適切な整理を行うため、上記の値に基づき整理することとした。

託送収益，事業者間精算収益，電灯料（離島等供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の需要側送配電関連固定費，送配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

1. 託送収益

	配分基準
需要側送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち，第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

2. 事業者間精算収益

	配分基準
事業者間精算収益	送配電関連可変費に配分する。

3. 電灯料（離島等供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）

	配分基準
需要側送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち，第10条の規

	定により整理された需要家費の占める割合
--	---------------------

4. 電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る、基準託送供給料金に相当する額を除く。）

	配分基準
需要側送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち、第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費，第11条の3第2項の規定により整理された需要側送配電関連固定費の合計額のうち、第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第5項関係]

第25条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

- (1) 接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金

送配電関連設備の利用形態，使用期間に応じた原価の差異を考慮して，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を設定する。

また，接続送電サービス料金については，送配電関連設備の利用状況を踏まえ，標準接続送電サービスのほか，これに代えて選択できる次のサービスを設定する。

[時間帯別接続送電サービス]

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから，昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し，昼間と夜間の時間帯別に電力量料金率を定めるものとする。

[従量接続送電サービス]

自己等への電気の供給において，ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電力量料金率を定めるものとする。

[電灯定額接続送電サービス]

低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合で，使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額制料金を定めるものとする。

なお，臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービスおよび低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。

また，系統連系受電サービス料金は，基幹系統の将来的な投資効率化効果および電気の潮流状況の改善に資する効果や，特別高圧系統の将来的な投資効率化効果を踏まえて，割引対象変電所等および割引区分・割引単価を定める系統設備効率化割引を設定し，受電地点について当社が選定する連系変電所等が割引対象変電所等の場合は，割引区分に応じた割引額を算定し，基本料金および電力量料金の合計から差し引くこととする。

- (2) 夜間時間または負荷移行先時間に最大需要電力等が発生する場合の割引措置

高圧または特別高圧で供給する場合で，基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間または負荷移行先時間に1年を通じての最大需要電力等が発生し，かつ，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受けるときには，昼間時間と夜間時間または負荷移行元時間と負荷移行先時間の固定費負担格差等

を勘案し，昼間時間または負荷移行元時間の最大需要電力等を上回る部分に応じて算定した割引額を，基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は，基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制，従量料金制および定額制により設定する。